

公契約を通じて、地域経済の健全な発展のための取組を推進します！

熊本市公契約条例に基づく取組方針

令和7年（2025年）10月1日

熊本市

はじめに

地方公共団体が締結する契約（以下、公契約という）については、市民が負担する税金で賄われることから、慎重で適正な手順を踏むことが求められている。このため、その事務の処理に当たっては公正性や透明性を確保することはもちろんのこと、最少の経費で最大の効果を挙げなければならないという責務が課せられている。

またその一方で、公契約においては、公共サービスの質の向上や、適正な労働環境の確保が求められているところであり、本市では従来より、低入札価格調査制度¹・最低制限価格制度²・総合評価方式³の導入や毎月の価格動向調査に基づく設計単価の更新、スライド条項⁴の適用による請負代金の変更、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間の設定などに取り組んできた。

しかしながら、昨今の急激な物価上昇及び働き方改革関連法における時間外労働規制の建設業への適用などの社会情勢や、週休2日制の促進、担い手の育成・確保のための環境整備などの社会的要請、熊本県の公契約条例の目的や基本理念に掲げられる公共サービスの質の向上、労働環境の整備、多様な人材が活躍する社会の実現などの事業者への要請を踏まえ、更なる取組が期待されているところである。

これらの要請に対応するためには公契約の当事者である事業者等の協力が必要であることから、公契約の発注者、受注者それぞれの責務等を定めた熊本市公契約条例を制定したところである。この取組方針は、こうした条例制定の背景を踏まえ、発注者としての本市が実施する具体的な取組を定め、事業者等に法令の遵守を促すことで条例の実効性を確保するものである。

¹ ある一定の基準（調査基準価格）を設けて、その基準より下回った入札が行われた場合には、落札者の決定を保留して、その価格で適正に履行できるかの調査及び検討を行い、可能と認めた場合のみその者と契約を締結する制度。

² ある一定の基準（最低制限価格）を設けて、その基準より下回った入札については自動的に失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる制度。

³ 通常の入札が価格競争のみで契約の相手方を決定するのに対し、入札者から提示された技術提案と価格について総合的な評価を行い、地方公共団体にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする方式。

⁴ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に係る契約条項。

目 次

1	条例の目的及び基本理念の周知・浸透（条例第4条）	3
2	相互の協力（条例第6条）	4
3	誓約書の徴取（条例第8条）	4
4	関係機関との連携	4
5	取組方針の推進体制	5
6	基本理念を踏まえた取組方針（条例第3条）	5
(1)	【基本理念1】公契約の適正な履行の確保	5
ア	適正な金額による契約の締結等	5
イ	適正な参加資格、仕様に基づく契約の締結	6
(2)	【基本理念2】公契約の公正性、競争性及び透明性の確保	6
ア	公契約の公正性の確保	6
イ	公契約の競争性の確保	7
ウ	公契約の透明性の確保	8
(3)	【基本理念3】市内に本社又は本店を有する事業者等の振興	8
ア	中小企業者の受注機会の増大	8
イ	地域経済の振興に資する取組の評価	9
(4)	【基本理念4】公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組の推進	9
ア	環境に配慮した活動の促進	9
イ	多様な人材の活躍の促進	9
ウ	その他社会的課題の解決に資する取組の促進	10

1 条例の目的及び基本理念の周知・浸透（条例第4条）

条例の効果を発現するためには、本市職員及び事業者等が条例の目的や基本理念を正しく認識する必要がある。そこで、基本理念の周知・浸透を図るため下記の事項に取り組む。

- (1) 市ホームページやチラシ等の媒体を活用し、事業者等への効果的な周知を行う。
- (2) 公契約条例の遵守を入札に参加する要件とする。
- (3) 契約締結時に、市が受注者へ公契約条例について説明する。
- (4) 契約締結後に、受注者が労働者や下請負業者に当該業務が公契約に係る業務であることを説明するためのチラシを作成し、周知を促進する。
- (5) 契約締結後に、受注者へ、業務を実施する作業場所の見えやすい場所にポスターを掲示するよう求め、周知を促進する。受注者を通して、下請業者へも同様に周知を求める。

このお仕事には、 **熊本市公契約条例**が適用されています。

私たち受注者は、労働基準法その他の関係法令及び同条例を遵守します

案件名

〇〇〇業務委託
【発注者（担当部署）】
熊本市 〇〇局〇〇部〇課（096-〇〇〇-〇〇〇〇）
※本ポスターに関するお問い合わせ先はこちら

受注者名

株式会社 〇〇〇

熊本市公契約条例とは？

熊本市が発注する建設工事や業務委託などの公契約を通し、更なる行政サービスの品質の向上や、労働者の適正な雇用環境の確保等を図るため、発注者である市の責務や受注者である事業者の責務等の必要な事項を定めたものです。



▲詳しくはこちら



◎労働環境に関することは、お近くの下記の窓口相談できます！

熊本労働局 総合労働相談コーナー（熊本労働局雇用環境・均等室内）

熊本市西区春日2-10-1 096-312-3877

熊本 総合労働相談コーナー（熊本労働基準監督署内）

熊本市中央区大江3-1-53 096-206-9829

熊本県しごと相談・支援センター（労働相談コーナー）（くまジョブ内）

熊本市中央区水道町8-6 096-352-3613



▲総合労働相談コーナー、労働条件ほっとライン



▲熊本県しごと相談・支援センター

※毎週水曜日午後時～5時（年末年始・祝日除く）熊本市役所階（正面入って右側パスポートセンター横）で熊本県社会保険労務士会による労働相談窓口も設置しておりますので、ぜひご利用ください。



▲熊本市労働相談窓口

※上記窓口の開庁時間にご相談にならない方は、厚生労働省委託事業である労働条件ほっとライン(0120-811-610)をご利用ください。
※受付時間等の詳細は、QRコードから各ホームページをご確認ください

▲掲示用ポスター

2 相互の協力（条例第6条）

条例の目的を達成するためには、市と事業者等が共に取り組むことが不可欠である。どちらか一方だけの努力では、条例の効果を十分に発揮することはできない。そこで、市と事業者等が相互に協力するため下記の事項に取り組む。

- (1) 意見交換会を開催し、公契約条例の運用状況や課題等について意見交換や情報共有を行う。
- (2) 意見交換会を開催し、定期的にコミュニケーションを図ることで、事業者等が置かれている状況を日頃から把握するように努める。

3 誓約書の徴取（条例第8条）

適正な労働環境を確保するためには、労働関係法令を遵守する必要がある。また、契約の当事者双方が社会的責任を自覚し、適切な行動を取ることで、各々の社会的評価の向上に繋がる。そこで、労働関係法令の遵守を促すため、下記の事項に取り組む。

- (1) 市と契約を締結しようとする者に、更なる労働者の適正な労働環境を確保するための取組について誓約を求める。
- (2) 労働関係法令を遵守していることについて、挙証資料を確認する。
- (3) 誓約書若しくは当該誓約内容の関係労働者への通知に虚偽の内容があった場合又は事業者等が雇用し、又は派遣する労働者の適正な労働環境の整備に関する法令に違反した場合は、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱及び熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置を講ずるものとする。

4 関係機関との連携

条例違反の通報があった場合には、適切な対応が求められる。そこで、法令遵守の確保のため、関係機関と連携し下記の事項に取り組む。

- (1) 労働関係法令や労働条件に関する専門知識を持つ関係機関と、条例の運用に必要な専門的な助言を受け付ける等の協力体制を確立する。
- (2) 労働者に対し、必要に応じて法令違反行為について処分権限等を有する行政機関を教示する。
- (3) 毎週開設される専門家による労働相談窓口を活用し、無償で労働相談を受け付ける。

5 取組方針の推進体制

条例の実効性を高めるためには、条例制定後に効果を検証し、取組の改善を行っていく必要がある。そこで、取組の実施、課題の把握、改善を繰り返して取組方針を推進するため、下記の事項に取り組む。

- (1) 条例の目的を達成するために実施した取組について、事業者等との意見交換会の機会をとらえ、アンケート調査を実施し、取組の効果及び課題を検証するとともに、取組の改善を行う。
- (2) 取組方針について、定期的に市役所内の他部署にも確認することで、社会情勢を踏まえた取組に改善する。

6 基本理念を踏まえた取組方針（条例第3条）

(1) 【基本理念1】公契約の適正な履行の確保

ア 適正な金額による契約の締結等

不当に廉価な金額での契約などの事業者には負担を強いる契約はその履行に係る質の低下を招く。また、そのような契約は、事業者にとっては採算が合わない契約であり、そのしわ寄せにより業務従事者の労働環境に影響を及ぼす可能性が大きいといえる。そこで、適正な履行が見込まれない金額による契約を防止するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- (7) 予定価格⁵の設定において、契約の内容に応じ、最新の価格動向調査の結果に基づく設計単価の更新や、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮した適正な積算を行う。
建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を求め、数量、単価や金額等により、適正な見積りであることを確認する。
- (イ) 契約の内容に応じ、最新の基準に基づく、低入札価格調査制度や最低制限価格制度、さらに履行確実性評価価格⁶を適用し、ダンピング受注の排除を図る。
- (ウ) 契約後における最低賃金額や労務単価等の改定や原材料費等の実勢価格の状況を踏まえ、受発注者協議のうえ、必要に応じ契約変更に対応する。なお、建設工事においては、工事材料費の高騰等に応じたスライド条項の適用による請負代金の変更など、受発注者協議のうえ、適切に契約変更に対応する。

⁵ 地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための一応の基準として、あらかじめ作成する価格。

⁶ ダンピング対策として設定する、当該契約の内容に適合した履行の確実性を評価する基準となる価格。

- (エ) 業者登録の電子申請や電子入札、電子契約⁷など、契約手続の電子化を推進することにより、書類の作成や受渡しに要する時間の短縮などの契約事務の効率化や、人件費のほか、紙代・郵送代・収入印紙代等の経費負担の削減を図る。

イ 適正な参加資格、仕様に基づく契約の締結

労働関係法令が遵守されていない事業者との契約や適正な工期、履行期間が確保されていない契約等においては、時間外労働の増加などにより、業務従事者の良好な労働環境が確保できない恐れがある。そこで、事業者の法令遵守はもとより、安定した雇用・労働環境の向上を図ることができるよう、市がこれを後押しするため、引き続き下記の事項に取り組む。

- (7) 建設工事において社会保険への加入（加入義務のない者を除く）を競争入札参加資格の条件とする。
- (イ) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないことを競争入札参加資格の条件とする。
- (ウ) 暴力団員又は暴力団関係者でないことを競争入札業者登録や競争入札参加資格等の条件とする。
- (エ) 社会保険等に未加入である建設業者との下請契約を禁止する。
- (オ) 入札参加(者)資格審査格付⁸において男女共同参画及び子育て支援の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。
- (カ) 業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。

(2) 【基本理念2】公契約の公正性、競争性及び透明性の確保

ア 公契約の公正性の確保

公契約は、その経費が市民の税金等で賄われていることから、公正な手続きによる契約の相手方選定が求められる。そこで、公契約の公正性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- (7) 指名競争入札においては、「熊本市工事等指名競争入札参加者等選定に関する基準（平成19年告示第225号）」、「熊本市物品売買等の契約に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱」及び「熊本市業務委託契約等に係る指名競争入札

⁷ 紙の契約書に記名押印することに代えて、クラウドサービス上にアップロードした契約書データに電子署名を施すことで締結する契約。

⁸ 市内の建設業者（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事の7業種）の競争入札参加資格審査において、経営事項審査の総合評定値（客観点数）に加え、市独自の主観的事項の評価値（主観点数）を加算し、事業規模や能力に応じ事業者のランク付けを行う制度。

参加者等指名基準取扱い要綱」に規定する入札参加者の指名基準等に基づき、適切に事業者の選定を行う。

- (イ) 任意に相手方を選択して契約を締結する随意契約は、契約方法の例外であることから、随意契約の方法により契約を締結する場合は、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。
- (ロ) 特定調達契約⁹に係る苦情については、「熊本市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要領（平成24年公告第308号）」に基づき対応する。
- (ハ) 建設工事に係る苦情については、「熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱（令和元年公告第117号）」に基づき対応するとともに、建設工事以外の苦情についても、これに準じて対応する。
- (ニ) 「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成24年公告第308号）」、「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱」その他の指名停止に係る要綱等に基づく指名停止を受けている期間中でないことのほか、公契約条例を遵守することを競争入札参加資格の条件とするとともに、入札参加資格者が当該要綱等に定める措置要件に該当するときは、当該要綱等の規定に基づき指名停止を行う。
- (ホ) 建設工事においては、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。
- (ヘ) 職員に対する各種研修を行い、契約事務手続における知識の取得や組織的なチェック体制の強化等を図る。

イ 公契約の競争性の確保

公契約は、その経費が市民の税金等で賄われていることから、最少の経費で最大の効果を上げることが期待されている。そこで、公契約の競争性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- (ア) 契約の方法は、一般競争入札を原則とし、競争性を確保する。
- (イ) 一般競争入札において競争入札参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。
- (ロ) 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、内部統制を徹底し、発注者が関与する談合はもとよりその他の不正行為の排除に取り組む。
- (ハ) 談合情報について、契約担当部署等において速やかに対応するとともに、必要に応じて公正取引委員会及び警察当局に対し通知する。

⁹ W T O協定に基づく一定の要件を満たした案件について各省庁等の中央政府、都道府県及び政令指定都市、その他独立行政法人等が締結する契約。W T O協定は、政府機関等による調達について、国内外の供給者を平等に取り扱うことを定めている。

ウ 公契約の透明性の確保

公契約は、その経費が市民の税金等で賄われていることから、公契約が適正に行われていることを市民に明らかにすることが不可欠である。そこで、公契約の透明性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- (7) 熊本市契約事務取扱規則や熊本市工事競争入札心得など、入札・契約に関する規則や要綱等を公表し、制度を周知するとともに、必要に応じた見直しを行う。
- (イ) 計画的な発注を適切に実施するとともに、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表し、変更が生じた場合は随時更新する。
- (ウ) 一般競争入札の参加に必要な資格並びに契約を締結した案件の件名、契約金額、契約の相手方及び契約年月日等、入札及び契約の内容に関する情報を公表する。
- (エ) 指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。
- (オ) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について熊本市入札等監視委員会¹⁰で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。

(3) 【基本理念3】市内に本社又は本店を有する事業者等の振興

ア 中小企業者の受注機会の増大

熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成24年条例第128号）に基づき、市が行う工事の発注並びに物品及び役務の調達等にあたり、中小企業者の受注機会の増大に努めるなど、引き続き下記の事項に取り組む。

- (7) 熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて中小企業者から調達を行うなどの取組を推進する。
【熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例抜粋】
(施策の基本方針)
第9条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、支援体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる事項を基本として行うものとする。
 - (4) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (イ) 工事の専門性の確保及び市内企業の受注機会拡大の観点から、工事の種類、規模、施行場所、重要度や特殊性を考慮し、技術的に困難な場合を除き、原則として

¹⁰ 入札その他の契約手続における公正性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を審議する、学識経験等を有する者で構成される会議体。

分離分割発注に努める。

イ 地域経済の振興に資する取組の評価

地域経済の振興に資するため、契約内容に応じ、市内に本社又は本店を有する者から調達を行うなど、引き続き市内事業者等の受注機会の確保に取り組む。

(7) 建設工事における総合評価方式において、市内事業者による自社施工、市内事業者との下請契約を評価する。

(1) 契約の内容に応じ、総合評価方式又は企画コンペ¹¹等の契約の相手方を選定する方式において、地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

(4) 【基本理念4】公契約を通じた社会的課題の解決に資する取組の推進

契約の方法は、一般競争入札が原則であるが、民間等のノウハウを活用し、より質の高いサービスの提供を必要とする契約においては、価格のみならずその他の条件を総合的に判断し相手方を選定する。このような場合は、契約手続における公平性と公正性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を評価することにより、社会的課題の解決が図られるよう、引き続き下記の事項に取り組む。

ア 環境に配慮した活動の促進

例えば、SDGsの17のゴール達成に向けた取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価することを検討し、公契約を通じて環境に配慮した活動を促進する。

(7) 契約の内容に応じ、総合評価方式又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。

(1) 物品購入において、熊本市グリーン購入指針¹²に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

イ 多様な人材の活躍の促進

柔軟な働き方ができる職場環境づくり、仕事と生活の両立など、持続可能な雇用環境の実現に資する取組はもとより、障がいの有無や性別、年齢等に関わらず誰もが安心して

¹¹ 業務委託の契約候補者を選定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募により募集し、当該業務委託に係る提案内容の審査及び評価を行い、企画、アイデア、デザインその他の提案内容が優れ、かつ本市にとって最も有利な提案をした者を契約候補者として選定する方式。

¹² 本市による調達について、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を推進するために定められた指針。

て活躍できるような事業者の取組を評価することを検討し、公契約を通じて多様な人材の活躍を促進する。

- (7) 契約の内容に応じ、総合評価方式又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、働き方改革や雇用環境の整備、多様な人材の活躍等を推進する事業者の取組を評価する。
- (イ) 「熊本市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針¹³」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進を図る。

ウ その他社会的課題の解決に資する取組の促進

- (7) 一般競争入札において、契約する事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- (イ) 契約の内容に応じ、価格以外に、企画案を評価する企画コンペ方式や、企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル¹⁴方式を採用する。
- (ウ) 市内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。
- (エ) 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。
- (オ) 契約の内容に応じ、総合評価方式又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、担い手の育成や確保に資する事業者を評価する。

¹³ 本市による調達について、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために定められた方針。

¹⁴ 業務委託の契約候補者を選定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募により募集し、当該業務委託に係る提案内容の審査及び評価を行い、実施体制その他の提案内容が当該業務委託の履行に最も適した者を契約候補者として選定する方式。

** 本書中に記載の要綱・要領については、熊本市ホームページの「熊本市の例規集、要綱集・審査基準集へのリンク集」に掲載しておりますのでご参照ください。